

市民委員会資料

議案第68号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の
制定について

- 資料1 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例
新旧対照表
- 資料2 南部市場への指定管理者制度導入に対する意見募集
についての結果

経済労働局

平成25年5月29日

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号</p>	<p>○川崎市地方卸売市場業務条例 平成18年11月27日条例第70号</p>
<p>改正 平成22年10月21日条例第36号 平成23年3月25日条例第13号 川崎市地方卸売市場業務条例</p>	<p>改正 平成22年10月21日条例第36号 平成23年3月25日条例第13号 川崎市地方卸売市場業務条例</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第5条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第5条）</p>
<p>第2章 市場関係事業者</p>	<p>第2章 市場関係事業者</p>
<p>第1節 卸売業者（第6条～第13条）</p>	<p>第1節 卸売業者（第6条～第13条）</p>
<p>第2節 仲卸業者（第14条～第22条）</p>	<p>第2節 仲卸業者（第14条～第22条）</p>
<p>第3節 売買参加者（第23条～第25条）</p>	<p>第3節 売買参加者（第23条～第25条）</p>
<p>第4節 関連事業者（第26条～第32条）</p>	<p>第4節 関連事業者（第26条～第32条）</p>
<p>第3章 売買取引及び決済の方法（第33条～第56条）</p>	<p>第3章 売買取引及び決済の方法（第33条～第56条）</p>
<p>第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法（第57条）</p>	<p>第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法（第57条）</p>
<p>第5章 市場施設の<u>利用</u>（第58条～第65条）</p>	<p>第5章 市場施設の<u>使用</u>（第58条～第65条）</p>
<p>第6章 監督（第66条～第68条）</p>	<p>第6章 監督（第66条～第68条）</p>
<p>第7章 市場運営審議会（第69条～第72条）</p>	<p>第7章 市場運営審議会（第69条～第72条）</p>
<p>第8章 雑則（第73条～第78条）</p>	<p>第8章 雑則（第73条～第78条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この条例は、川崎市地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る 神奈川県地方卸売市場条例（昭和46年神奈川県条例第65号。以下「県条例」 という。）第4条第1項に規定する事項及び施設の<u>利用</u>その他必要な事項 について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料 品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民</p>	<p>第1条 この条例は、川崎市地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る 神奈川県地方卸売市場条例（昭和46年神奈川県条例第65号。以下「県条例」 という。）第4条第1項に規定する事項及び施設の<u>使用</u>その他必要な事項 について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料 品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民</p>

改正後	改正前
<p>等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第2条の2 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市場の管理を行わせる。</p> <p>(1) 市場の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、市場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った市場の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、市場の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第2条の4 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、市場の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務を行わなければならない。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(保証金の充当)</p> <p>第10条 市長は、卸売業者が市場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）その他市場に関して指定管理者に支払うべき金額の支払を怠ったときは、次項の弁済を受ける権利に優先して、第7条第1項の保証金をこれに充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>等の生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(保証金の充当)</p> <p>第10条 市長は、卸売業者が市場使用料その他市場に関して本市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の弁済を受ける権利に優先して、第7条第1項の保証金をこれに充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第11条～第16条 (略) (保証金の額等)</p>	<p>第11条～第16条 (略) (保証金の額等)</p>
<p>第17条 仲卸業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに第64条第2項に規定する<u>利用料金</u>の月額^{の6倍}以内において規則で定める。</p>	<p>第17条 仲卸業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに第64条第1項に規定する<u>市場使用料</u>の月額^{の6倍}以内において規則で定める。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第18条 (略) (仲卸業者の営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p>	<p>第18条 (略) (仲卸業者の営業等の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が<u>利用の指定</u>を受けていた施設の<u>利用</u>を認められたものであると解してはならない。 (仲卸しの業務の相続)</p>	<p>5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の営業又は事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が<u>使用指定</u>を受けていた施設の<u>使用</u>を認められたものであると解してはならない。 (仲卸しの業務の相続)</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 前項の規定による仲卸業者の地位の承継については、被相続人が<u>利用の指定</u>を受けていた施設の<u>利用</u>を認められたものであると解してはならない。</p>	<p>7 前項の規定による仲卸業者の地位の承継については、被相続人が<u>使用指定</u>を受けていた施設の<u>使用</u>を認められたものであると解してはならない。</p>
<p>第21条～第28条 (略) (保証金の額等)</p>	<p>第21条～第28条 (略) (保証金の額等)</p>
<p>第29条 関連事業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第64条第2項に規定する<u>利用料金</u>の月額^{の6倍以内}において規則で定める。</p>	<p>第29条 関連事業者の預託すべき前条第1項の保証金の額は、第64条第1項に規定する<u>市場使用料</u>の月額^{の6倍以内}において規則で定める。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第30条～第32条 (略) 第3章 売買取引及び決済の方法</p>	<p>第30条～第32条 (略) 第3章 売買取引及び決済の方法</p>
<p>第33条～第48条 (略)</p>	<p>第33条～第48条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</p> <p>第49条 <u>指定管理者</u>は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第50条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、規則で定める時刻までに、当日卸売をする物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を<u>指定管理者</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を<u>指定管理者</u>に報告しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第51条 <u>指定管理者</u>は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。</p> <p>第52条～第56条 (略)</p> <p>第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法</p> <p>第57条 (略)</p> <p>第5章 <u>市場施設の利用</u></p>	<p>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</p> <p>第49条 <u>市長</u>は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p> <p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第50条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、規則で定める時刻までに、当日卸売をする物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を<u>市長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を<u>市長</u>に報告しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(卸売予定数量等の公表)</p> <p>第51条 <u>市長</u>は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。</p> <p>第52条～第56条 (略)</p> <p>第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法</p> <p>第57条 (略)</p> <p>第5章 <u>市場施設の使用</u></p>

改正後	改正前
<p>(市場施設の指定等)</p> <p>第58条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が<u>利用する</u>市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、<u>利用期間</u>その他の<u>利用条件</u>は、<u>指定管理者</u>が指定する。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者の団体その他前項に規定する者以外のものに対しても市場施設の<u>利用</u>を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けようとするものは、規則で定める許可申請書を<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(市場施設の指定等)</p> <p>第58条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が<u>使用する</u>市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、<u>使用期間</u>その他の<u>使用条件</u>は、<u>市長</u>が指定する。</p> <p>2 <u>市長</u>は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者の団体その他前項に規定する者以外のものに対しても市場施設の<u>使用</u>を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けようとするものは、規則で定める許可申請書を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(転貸等の禁止)</p> <p>第59条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けたもの（以下「<u>施設利用者</u>」という。）は、市場施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に<u>利用させてはならない</u>。</p> <p>2 <u>施設利用者</u>は、市場施設をその本来の用途以外の用途に<u>利用してはならない</u>。ただし、特別の理由により<u>指定管理者</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>(転貸等の禁止)</p> <p>第59条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けたもの（以下「<u>使用者</u>」という。）は、市場施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に<u>使用させてはならない</u>。</p> <p>2 <u>使用者</u>は、市場施設をその本来の用途以外の用途に<u>使用してはならない</u>。ただし、特別の理由により<u>市長</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>(原状変更の禁止)</p> <p>第60条 <u>施設利用者</u>は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に<u>指定管理者</u>が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>施設利用者</u>が前項ただし書の規定により市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、<u>指定管理者</u>は、<u>施設利用者</u>に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p>	<p>(原状変更の禁止)</p> <p>第60条 <u>使用者</u>は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に<u>市長</u>が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>使用者</u>が前項ただし書の規定により市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、<u>市長</u>は、<u>使用者</u>に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p>
<p>(返還)</p> <p>第61条 <u>施設利用者</u>の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設を利用する資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、<u>指定管理者</u>の指定する期間内に自己の費用で当該市場</p>	<p>(返還)</p> <p>第61条 <u>使用者</u>の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の<u>使用資格</u>が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、<u>市長</u>の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に</p>

改正後	改正前
<p>施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>復して返還しなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>(許可の取消し等)</p>	<p>(許可の取消し等)</p>
<p>第62条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>施設利用者</u>に対し、その指定の全部若しくは一部若しくはその許可の全部若しくは一部を取り消し、又は<u>利用</u>の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>第62条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用者</u>に対し、その指定の全部若しくは一部若しくはその許可の全部若しくは一部を取り消し、又は<u>使用</u>の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 市場施設の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その<u>利用</u>が不必要又は不適當と認められるとき。</p>	<p>(2) 市場施設の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その<u>使用</u>が不必要又は不適當と認められるとき。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(補修命令等)</p>	<p>(補修命令等)</p>
<p>第63条 <u>指定管理者</u>は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は毀損した者に対しその補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。</p>	<p>第63条 <u>市長</u>は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は<u>き損した者</u>に対しその補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。</p>
<p>(利用料金等)</p>	<p>(市場使用料等)</p>
<p>第64条 <u>施設利用者</u>は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	<p>第64条 <u>市場使用料</u>は、月単位で納付するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、</p>
<p>2 前項に規定する利用料金は、月単位で支払うものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>卸売業者市場利用料金、仲卸業者市場利用料金及び関連事業者市場利用料金</u> 別表第5の金額の範囲内において、あらかじめ<u>市長</u>の承認を</p>	<p>1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び関連事業者市場使用料</u> 別表第5の金額の範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) <u>前号以外の市場使用料</u> 別表第5の金額に100分の105を乗じて得た額（土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料は、同表の金額）の範囲内において規則で定める額</p>

改正後	改正前
<p>得て、指定管理者が定める額</p> <p>(2) <u>前号以外の利用料金 別表第5の金額に100分の105を乗じて得た額</u> (<u>土地利用料金のうち1月以上の利用に係る利用料金は、同表の金額</u>) <u>の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める額</u></p> <p>3 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、<u>施設利用者の負担とする。</u></p> <p>4 第59条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に利用するときは、<u>指定管理者は、施設利用者</u>に本来の用途の<u>利用料金</u>に相当する額を<u>支払わせる</u>ことができる。</p> <p>5 <u>利用料金</u>については、<u>利用期間</u>が1月に満たない場合は、日割計算による。</p> <p>6 <u>施設利用者</u>は、その指定又は許可を受けた施設を<u>利用しない</u>場合であっても<u>利用料金</u>を支払わなければならない。</p> <p>7 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>8 <u>利用料金の支払の方法は、規則で定める。</u> (<u>利用料金の減免</u>)</p>	<p>2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、<u>使用者の負担とする。</u></p> <p>3 第59条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、<u>市長は、使用者</u>に本来の用途の<u>市場使用料</u>に相当する額を納付させることができる。</p> <p>4 <u>市場使用料</u>については、<u>使用期間</u>が1月に満たない場合は、日割計算による。</p> <p>5 <u>使用者</u>は、その指定又は許可を受けた施設を<u>使用しない</u>場合であっても<u>市場使用料</u>を納付しなければならない。</p> <p>6 <u>市場使用料の納付の方法は、規則で定める。</u> (<u>市場使用料の減免</u>)</p>
<p>第65条 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第6章 監督 (報告及び検査)</p> <p>第66条 (略)</p>	<p>第65条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場使用料を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。</u></p> <p>(2) <u>第62条の規定により使用の停止が3日以上にわたったとき。</u></p> <p>(3) <u>使用者が国若しくは公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>第6章 監督 (報告及び検査)</p> <p>第66条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、市場施設の適正な<u>利用</u>を確保するため必要があると認めるときは、<u>施設利用者</u>に対し、その指定又は許可を受けた市場施設の<u>利用</u>に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に<u>施設利用者が利用する市場施設</u>に立ち入り、その<u>利用状況</u>を検査させることができる。</p>	<p>2 市長は、市場施設の適正な<u>使用</u>を確保するため必要があると認めるときは、<u>使用者</u>に対し、その指定又は許可を受けた市場施設の<u>使用</u>に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に<u>使用者が使用する市場施設</u>に立ち入り、その<u>使用状況</u>を検査させることができる。</p>
<p>3～4 (略)</p>	<p>3～4 (略)</p>
<p>第67条 (略) (監督処分)</p>	<p>第67条 (略) (監督処分)</p>
<p>第68条 (略) (1)～(2) (略)</p>	<p>第68条 (略) (1)～(2) (略)</p>
<p>(3) <u>前2号</u>に定めるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>	<p>(3) <u>市場使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。</u></p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 市長は、<u>施設利用者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、10,000円以下の過料に処し、第58条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の<u>利用</u>の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>	<p>7 市長は、<u>使用者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、10,000円以下の過料に処し、第58条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の<u>使用</u>の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 市場施設の<u>利用</u>につき指定又は許可をした目的若しくは条件に違反し、又はその指定若しくは許可をした目的の達成が著しく困難と認められるに至ったとき。</p>	<p>(2) 市場施設の<u>使用</u>につき指定又は許可をした目的若しくは条件に違反し、又はその指定若しくは許可をした目的の達成が著しく困難と認められるに至ったとき。</p>
<p>(3) 故意又は重大な過失によって市場施設を滅失し、又は<u>毀損した</u>とき。</p>	<p>(3) 故意又は重大な過失によって市場施設を滅失し、又は<u>き損した</u>とき。</p>
<p>(4) <u>前3号</u>に定めるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>	<p>(4) <u>市場使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。</u></p>
<p>(4) <u>前3号</u>に定めるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>	<p>(5) <u>前各号</u>に定めるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第7章 市場運営審議会 第69条～第72条 (略)</p> <p>第8章 雑則 (無許可営業の禁止)</p> <p>第73条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び<u>指定管理者</u>が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。 (市場への出入り等に対する指示)</p> <p>第74条 市場への出入り、市場施設の<u>利用</u>又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、<u>指定管理者</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の<u>利用</u>又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。 (市場の秩序の保持等)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p> <p>第76条 (略) (許可等の制限又は条件)</p> <p>第77条 <u>市長又は指定管理者は、この条例の規定による許可、認可、承認又は指定に、制限又は条件を付することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第78条 (略)</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p>	<p>第7章 市場運営審議会 第69条～第72条 (略)</p> <p>第8章 雑則 (無許可営業の禁止)</p> <p>第73条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び<u>市長</u>が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。 (市場への出入り等に対する指示)</p> <p>第74条 市場への出入り、市場施設の<u>使用</u>又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、<u>市長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の<u>使用</u>又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。 (市場の秩序の保持等)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。</p> <p>第76条 (略) (許可等の制限又は条件)</p> <p>第77条 <u>この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第78条 (略)</p>

改正後			改正前		
この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に3条を加える改正規定（第2条の2（指定管理者に市場の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。					
別表第1～別表第4（略）			別表第1～別表第4（略）		
別表第5（第64条関係）			別表第5（第64条関係）		
(月額)			(月額)		
種別	金額		種別	金額	
卸売業者市場利用料金	卸売金額の1,000分の3		卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3	
仲卸業者市場利用料金	仲卸業者が第47条第2項により届け出た場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の1,000分の3		仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第47条第2項により届け出た場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の1,000分の3	
関連事業者市場利用料金	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮食料品等の販売をするものについては、その販売金額の1,000分の3		関連事業者市場使用料	第1種関連事業の許可を受けた者のうち、生鮮食料品等の販売をするものについては、その販売金額の1,000分の3	
卸売業者売場利用料金	1平方メートルにつき	500円	卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	500円
卸売業者低温売場利用料金		1,100円	卸売業者低温売場使用料		1,100円
仲卸業者売場利用料金		1,000円	仲卸業者売場使用料		1,000円
関連事業者店舗利用料金		1,200円	関連事業者店舗使用料		1,200円
事務所利用料金		1,000円	事務所使用料		1,000円
倉庫利用料金		1,000円	倉庫使用料		1,000円
発酵室利用料金	建物234平方メートル及び機	221,000円	発酵室使用料	建物234平方メートル及び機	221,000円

改正後			改正前		
	械一式			械一式	
<u>土地利用料金</u>	1 平方メートルにつき	670円	<u>土地使用料</u>	1 平方メートルにつき	670円
<u>買荷保管所利用料金</u>		500円	<u>買荷保管所使用料</u>		500円
<u>冷蔵施設利用料金</u>		2,500円	<u>冷蔵施設使用料</u>		2,500円
<u>保冷施設利用料金</u>		1,300円	<u>保冷施設使用料</u>		1,300円
<u>指定駐車場利用料金</u>		400円	<u>指定駐車場使用料</u>		400円

南部市場への指定管理者制度導入に対する意見募集についての結果

1 概要

川崎市地方卸売市場南部市場では、効率的な市場運営と賑わいのある市場を目指し、指定管理者制度の導入を予定しており、制度の内容をより良いものとするため、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、1通（意見件数4件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	南部市場への指定管理者制度導入について
意見の募集期間	平成25年2月25日（月）～平成25年3月26日（火）
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、FAX
意見の周知方法	①市政だより（2月21日号掲載） ②市ホームページ ③資料の閲覧 ・川崎市地方卸売市場南部市場管理事務所棟3階 ・川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ） ・各区役所（市政資料コーナー）
結果の公表方法	①市ホームページ ②資料の閲覧 ・川崎市地方卸売市場南部市場管理事務所棟3階 ・川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ） ・各区役所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1通（4件）
電子メール	0通（0件）
郵送	1通（4件）
持参	0通（0件）
FAX	0通（0件）

4 意見の内容と対応

お寄せいただいた御意見は、すでに制度に反映されているものや今後制度の導入を進める中で、御意見の趣旨を踏まえて検討するもの、制度の内容を説明・確認するものであり、制度の内容について修正を要するものではないため、今回提示した内容に沿って制度の導入を進めてまいります。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、制度の内容に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が既に制度の内容に反映されているもの
- C 今後、制度の導入を進める中で、御意見の趣旨を踏まえて検討するもの
- D 制度の内容に対する御意見・要望であり、制度の内容を説明・確認するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
①管理運営の方針について（2件）			1	1		2
②業務の区分について（1件）				1		1
③募集・選定方法について（1件）		1				1
合 計		1	1	2		4

(3) 主な御意見（要旨）と御意見に対する市の考え方

①管理運営の方針について（2件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	自然災害による対策費用は増大している方向にありますが、地震等発生後の災害復旧等予期せぬ自然災害については、指定管理者の責によらないものとして川崎市が費用負担すべきではないでしょうか。	自然災害等に関する費用負担については、指定管理者の施設管理者としての責任、費用の大きさ、緊急性等を勘案しながら、指定管理者と協議してまいります。	C
2	利用料金の金額の決定にあたり、業務の効率化等を考え、条例で定められた範囲もしくはあらかじめ指定管理者が提示した範囲内であれば利用料金の金額の決定は指定管理者が行い、川崎市には報告するという形でもよいのではないのでしょうか。	利用料金の金額の決定については、地方自治法第244条の2第9項において、指定管理者が利用料金を定める場合は、あらかじめ普通地方公共団体の承認を受けなければならないと定められています。 したがって、指定管理者の利用料金の決定に際しては、川崎市の承認が必要となります。	D

②業務の区分について（1件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	<p>業務区分の内、小規模な施設修繕は指定管理者の区分となっています。しかし、施設の老朽化等を考慮すると、毎年小規模施設修繕も発生することが予想されるため、費用負担は川崎市とし、その管理運営を指定管理者が行うというようにすべきではないでしょうか。</p>	<p>制度の導入にあたり、指定管理者は自ら徴収した利用料金を用いて施設の維持管理を行うこととしています。現在の施設運営においても、川崎市が毎年小規模な施設修繕を行っており、指定管理者も利用料金収入の範囲内で毎年の小規模修繕の費用を負担できると考えています。</p>	D

③募集・選定方法について（1件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	<p>指定管理者制度を導入している全国の卸売市場の例を見ると、既存の卸会社、仲卸会社等が指定管理者となっているケースがほとんどです。</p> <p>その場合、既存の経営手法を熟知しているという利点がある反面、関係者のコンセンサスをとるのに時間がかかりすぎるといふ欠点があり、市場全体の状況の早期好転に苦慮しているように思えます。</p> <p>民間企業のノウハウを積極的に取り入れていただき、市場関係者と民間企業のコラボによってお互いの強みを融合させた「成功例」となっていただきたいと思えます。</p>	<p>指定管理者の募集に際しては、公募方式を採用し、提出された事業計画書等を基に選定を行います。</p> <p>公募を実施することで、民間企業の企画提案力等を活かした、より良い市場活性化策や経営の効率化策等の提案を期待しております。指定管理者と市場内事業者が一体となって市場の活性化を図ることを目指し、制度の導入を進めてまいります。</p>	B